

各体制加算に関する届出書（研修修了者配置関係）

事業所名	厚木精華園相談支援事業所		
	1 行動障害支援体制加算		
	2 要医療児者支援体制加算		
	3 精神障害者支援体制加算		
	4 主任相談支援専門員配置加算		
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 継続	
適用年月日	令和 4年 4月 1日		
1 行動障害支援体制加算			
① 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置している。			有・無
	研修名	強度行動障害者支援者研修（基礎研修・実践研修）	
	修了者名	城所 悟史・切通 いづみ	
② 当該研修を修了した者を配置していることを公表している。			有・無
	公表の方法	パンフレット	
2 要医療児者支援体制加算			
① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を配置している。			有・無
	研修名		
	修了者名		
② 当該研修を修了した者を配置していることを公表している。			有・無
	公表の方法		
3 精神障害者支援体制加算			
① 精神障害関係従事者養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を配置している。			有・無
	研修名	相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・地域定着）	
	修了者名	城所 悟史・切通 いづみ	
② 当該研修を修了した者を配置していることを公表している。			有・無
	公表の方法	パンフレット	
4 主任相談支援専門員配置加算			
① 主任相談支援専門員養成研修等を修了した常勤専従の相談支援専門員を配置している。			有・無
	研修名		
	修了者名		
② 当該研修を修了した者を配置していることを公表している。			有・無
	公表の方法		
添付書類	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2） それぞれ根拠となる修了証等の写し		

※ 当該加算を算定している事業所が、引き続き加算を算定する場合で、対象職員の変更のみを届け出る際には、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。

※ 公表の方法については、ホームページによる掲載等適宜工夫することとするが、体制整備加算に関する事項については、第1項による事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号 平成30年3月30日障発0330第4号改正現在）」  
 記載例）「法人HPにて掲載している。」

